

令和 7 年度  
アカデミアシーズ育成・実証支援（研究委託型）  
応募要領

令和 7 年 5 月

福島県  
公益財団法人福島県産業振興センター

# 令和7年度アカデミアシーズ育成・実証支援（研究委託型）応募について

## 1. 目的

福島県内の大学発ベンチャーの創出促進を目的として、研究成果を基にした試作品の開発やサービスの試行など（以下「試作開発等」という。）、事業化向けたギャップを埋めるための取組について、公益財団法人福島県産業振興センター（以下、センター）が県内の高等教育機関等に委託しその資金を支援する。

## 2. 事業概要

### (1) 内容

福島県からセンターが受託した令和7年度アカデミアシーズ創出等事業において、県内の高等教育機関の研究者等を対象に、今後の事業展開を加速する計画の提案を募り、提案内容を審査したうえで採択案件を決定・通知する。

センターは、採択された研究者等（以下「採択者」という。）に対して必要に応じて事業計画等の遂行や改善に関する助言指導を行う。

採択案件については、研究委託契約締結後、計画に従って事業化に必要な試作開発等を実施し、別途定める提出期限までに実績報告書（すべての関係する経費の領収書を添付した会計報告を含む）を提出する。

### (2) 事業規模

本事業では下記の2類型にて、試作開発等に要する資金を支援する。

**育成型**：研究成果の事業化可能性調査等を目的としたプロトタイプ試作やサービス試行等に、1件あたり100万円（税込）を上限として、7件程度を採択して研究委託する。

**実証型**：研究成果の事業化を予定した商品試作やサービス実証に、1件あたり200万円（税込）を上限として、3件程度を採択して研究委託する。

**育成型と実証型の併願申請を可とします。**

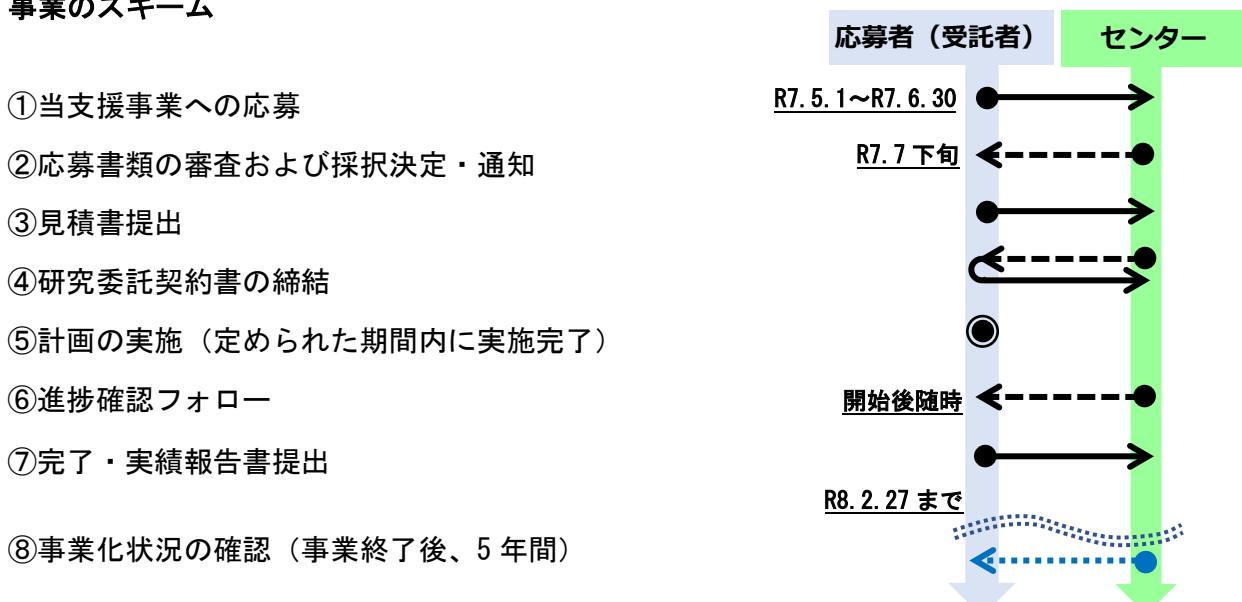
**併願する場合は、各類型につき応募書類を提出してください。採択される場合はいずれか一方の類型になります。**

### (3) 事業スケジュール

本事業は、下記のスケジュールおよび期限にて実施する。

1) 応募	令和7年5月1日（木）～6月30日（月）17時
2) 採択先の決定・通知	令和7年7月下旬予定
3) 「見積書」提出	追って採択者に連絡
4) 研究委託契約締結	追って採択者に連絡
5) 進捗確認フォロー	追って採択者に連絡
6) 完了・実績報告書提出期限	令和8年2月27日（金）

#### (4) 事業のスキーム



### 3. 募集について

#### (1) 応募条件

##### ①応募者

下記（ア）、（イ）のいずれかであること。

（ア）応募代表者は、県内高等教育機関の教職員、大学院生等の学生で同機関の研究室に属している者。

（イ）県内高等教育機関発の公認ベンチャー企業の者。

②本事業に採択された場合、研究委託契約は採択者が所属する高等教育機関又はベンチャー企業（以下「受託者」という。）とセンターとの間で締結するものとし、委託研究費は受託者の口座に支払うものとする。

③応募者と所属機関で研究受託体制が整えられていること。

④現在、および将来に渡っても福島県内での事業展開を予定している者であること。

⑤過去に同一の内容で、他の助成金、補助金、委託等を受けていないこと。また本事業委託期間中も同様であること。

#### (2) 申請内容の範囲

応募者自身の技術シーズに基づいた事業化を目指した開発であり、今後の社会実装を加速する試作開発等を対象とする。

#### (3) 対象経費【重要】

①備品費、原材料/消耗品費、設備等借料など、専ら当該計画の実行に必要な経費を対象とする。当該計画以外に使用するものは対象外とする。  
また、手数料等の直接当該経費と関係のない間接経費は対象外とする。

②研究委託契約締結日以降に発注され、事業終了日もしくは実績報告書提出期限までに、  
支払いが完了している経費であること。

※ 研究委託契約締結日以前に発注したものは対象外となる。

- ③受託者宛てに発行された見積書、注文書もしくは契約書、納品書、請求書、領収書（振込受領書等もしくは該当の部分が記載された通帳の写し）等が、経費項目ごとに時系列で整理、保管されていること。
- ④対象経費の支払は他の経費と可能な限り混合払いをせず、対象経費のみの領収書等であること。混合払いとせざるを得ない場合は、支払い通知書等に対象品目と判断できる内訳明細が記されていること。
- ⑤実績報告書に含まれる経費明細書、会計報告書等において、上記③の証拠帳票や書類の金額が経費項目ごとにすべて整合しているものであること。

#### (4) 県内発注

本事業に必要な購入等を行う際は、福島県内事業者へ発注するよう努めるものとする。

#### (5) 選考方法

- ①センターに審査会を置く。
- ②書類審査を基本とするが、必要に応じてオンライン等を用いた面談を行う場合がある。

#### (6) 注意事項

##### ①不正行為があった場合の対応

本事業の申請、採択、実施、報告等に際し、虚偽、他事業への流用などに不正が認められた場合には、委託研究費の全部、又は一部を返還させる場合がある。  
また法律に抵触するなど悪質な場合は、告訴・告発する場合がある。必要があれば民事訴訟を提起する場合がある。

##### ②関係機関による調査協力

センターによる必要な調査（事業化状況の確認を含む）および県や会計検査院等関係する機関の調査には、その求めに全面的に協力すること。

##### ③知的財産について

本事業における知的財産権については国の産業技術力強化に対する理念に則り、日本版バイ・ドール規定を準用するものとする。具体的には産業技術力強化法第19条第1項各号に定める事項を、研究者やベンチャーが遵守することを条件として、本事業の実施によって研究者やベンチャーが得た知的財産権を、研究者やベンチャーから譲り受けないものとする。

##### ④財産処分の制限等

- (ア) 受託者は委託業務の実施に伴い取得した財産については善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。
- (イ) 受託者は委託業務の実施に当たり受託者が所有または賃貸する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という）を使用することを原則とする。なお機器等の管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録すること。また、受託者は機器等を転借してはならない。

- (ウ) 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、センターの承認を受ける必要がある。なお委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、センターに納付しなければならない。
- (エ) 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、センターが指定したものについては受託者はこれをセンターに返還するものとする。
- (オ) 財産処分の制限期間は5年間とする。

#### 4. 応募について

##### (1) 応募書類の内容

様式第1の通り

応募書類（1枚目）

###### 1. 応募内容（別紙1）

- (1) 応募者概要
- (2) これまでの成果、現状の問題点
- (3) 試作開発等の計画
- (4) 事業化に向けた構想
- (5) これまでに受けた助成金、補助金、委託等についての申告

###### 2. 経費内容（別紙2）

別表に記入のこと

##### (2) 提出期限

令和7年6月30日（月）17時 必着

##### (3) 提出方法

応募書類（WORD）データをPDF化したものを、下記e-mailアドレスへ送付すること。  
(郵送は不要です)

■本受付e-mailアドレス：f-tech2@f-open.or.jp

##### (4) 応募書類の受理ならびに不備への対応

応募書類の受理は応募書類を添付したメールへの返信によって通知するものとする。  
軽微な修正事項については対応を検討するが、応募書類に重大な欠陥が認められた場合は不受理とする。

##### (5) 選定方法

センターが設置する審査会を経て採択先を選定し、福島県の承認を得て決定するものとする。

##### (6) 審査基準

①本事業の趣旨ならびに応募条件に適合するか。

応募者ならびに応募内容が、本事業の趣旨ならびに「3.(1)、(2)」に記載した要件を

満たしているか。

(満たしていないと判断された場合には、審査の対象とならない)

- ②技術シーズは大学等の研究成果に基づくものであって、新規性や優位性があるか。
- ③現状の課題認識は、技術シーズの社会実装に向けた具体的かつ妥当なものか。
- ④事業化までの道筋が明確で実現可能なものであるか。また、事業化による社会への価値は大きいか。
- ⑤計画は具体的で期限内に実施可能なものか。
- ⑥本事業の執行に必要な実施体制を構築しているか。

#### (7) 採択結果の通知および公表について

採択結果の通知は審査結果が決定した段階でメールによって行う。また後日採択についてセンターが運営するウェブサイト等において採択者名、事業名および事業概要を公表する場合がある。

#### (8) 支払について

委託研究費は受託者の指定口座に実績報告書の確認後、銀行振り込みにて支払う。

採択者が、所属していた大学から離れた場合等の取り扱いは、別途センターとの間で必要な手続きを確認の上、実施するものとする。

個人口座への支払いは行わない。

※概算払い（実績報告書提出前の支払）をご希望の際はお申し出ください。

なお、センターおよび県による確認において、受託者が提出した実績報告書に疑義がある場合や、委託研究費の使途の不備がある場合には、委託研究費の一部もしくは全部を返還してもらう場合がある。

### 5. 問い合わせ先

公益財団法人福島県産業振興センター 技術支援部（テクノ・コム）技術振興課

住所：〒963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番地（福島県ハイテクプラザ内）

e-mail：[f-tech2@f-open.or.jp](mailto:f-tech2@f-open.or.jp)

担当：清野、齋藤

以上